

市内でも飲酒運転による交通事故が発生



市内でも、依然として飲酒運転の検挙が後を絶ちません。18年は112件、19年は8月までに34件の飲酒運転が検挙されました。

また、交通事故は18年442件、19年は8月までに264件発生しています。飲酒運転を原因とする事故は18年4件、19年3件で、そのうち、18年は一人、19年もすでに一人が亡くなっています。

飲酒運転による事故は、いったん起こればほかの事故よりも死亡事故を起こす確率が高くなります。事故を起こした人も、巻き込まれた人も悲惨なことになるのです。

専門家から 地域全体で強い意識を持つことが大切



千厩警察署交通課長 吉田孝夫警部

千厩警察署管内の飲酒運転での摘発は年々減少傾向にあります。飲酒の機会が増える年末年始に向けて、取り締まりを強化し、一層の防止を図っていくことにしています。

飲酒は運転者の判断を鈍らせ、事故を起こした場合に飲酒運転の発覚を恐れてひき逃げするなど、さらに重い罪を犯すことにつながる場合もあります。飲酒運転は、絶対にやめましょう。

酒、車の提供者や同乗者にも罰則が科せられます。地域全体で「飲酒運転をやめさせよう」という強い意識を持つことが大切です。

4

「車両または酒類の提供、同乗行為」者にも罰則が適用

車両提供の禁止

車両を提供された運転者が

◎酒酔い運転した場合
5年以下の懲役または
100万円以下の罰金

◎酒気帯び運転した場合
3年以下の懲役または
50万円以下の罰金

酒類提供の禁止

酒類を提供された運転者が

◎酒酔い運転した場合
3年以下の懲役または
50万円以下の罰金

◎酒気帯び運転した場合
2年以下の懲役または
30万円以下の罰金

同乗の禁止

運転者が酒に酔っていることを知りながら自分から要求または依頼して同乗

→ 3年以下の懲役
または50万円
以下の罰金

運転者が酒気を帯びていることを知りながら自分から要求または依頼して同乗

→ 2年以下の懲役
または30万円
以下の罰金

5

「飲酒運転等を下命・容認した者に対する」罰則が強化

<改正前>

<改正後>

酒酔い運転や
麻薬等運転の
下命や容認

3年以下の懲役または
50万円以下の罰金

→ 5年以下の懲役
または100万円
以下の罰金

酒気帯び運転や
過労運転等の
下命や容認

1年以下の懲役または
30万円以下の罰金

→ 3年以下の懲役
または50万円
以下の罰金

6

警察官への免許証提示、完全義務化

改正前は、飲酒運転など特定の違反をしていると認められる場合以外では警察官への免許証提示は任意でしたが、改正後は違法行為を行い、または交通事故を起こした運転者について、警察官が引き続き運転できるかどうかを確認するため必要と認め提示を求めた場合は提示しなければなりません。

罰則 5万円以下の罰金